

○財務省告示第百八十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十八年五月十二日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四  
十二回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適  
用等 社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募







十  
三

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

十  
四

初  
期  
利  
子

年 ○ ・ 一 パーセント  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、  
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に よ  
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規  
定 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と 規  
定 す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 53}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 八 年 九 月 二 十 日 を 支 払  
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以  
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。 )

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
五

第  
二  
期  
子  
以

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
利 子 を 支 払 う 。  
平 成 三 十 八 年 三 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行

十  
十  
八

償 還 金 支  
償 還 金 支  
元 利 金 支

二十 十九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平成 財務  
二十 大臣  
八年 から  
五月 通知  
十二 を  
日 受  
けた  
者